令和7年 労働災害発生状況(令和7年4月末現在)

(休業4日以上の死傷者数)

水戸労働基準監督署

業種別										
	年	74	年	64	年	同期比				
業和	1	死亡	休業	死亡	休業	死亡	休業			
	食料品		15		7		8			
製	木材·木製品		2		2					
	化学工業		3		5		-2			
造	金属製品		5		3		2			
業	一般·電気· 輸送用機械		5		6		-1			
\wedge	その他		8		9		-1			
	小 計		38		32		6			
7-1	土木工事		8		6		2			
建	建築工事 (木造除く)		6		8		-2			
設	木造建築工事		1		3		-2			
業	その他の工事		8		4		4			
	小 計		23		21		2			
陸_	上貨物運送事業	1	19		21	1	-2			
	畜産業		3		2		1			
	小 売 業	1	19		28	1	-9			
社	上会福祉施設		17		15		2			
	その他		52	1	70	-1	-18			

2 171

規模別

計

令和7年6月1日に 改正労働安全衛生規則が 施行されます

職場における



熱中症対策の強化について

基本的な考え方



現場における対応

熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、その状況 に応じ、迅速かつ適切に対処することにより、熱中症の 重篤化を防止するため、以下の<mark>「体制整備、「手順</mark> <mark>作成」、「関係者への周知」</mark>が事業者に義務付けら れます。

「熱中症の自覚症状がある作業者」や 「熱中症のおそれがある作業者を見つけた

者」がその旨を報告するための体制整備及び

- 熱中症のおそれがある労働者を把握した場合 に迅速かつ的確な判断が可能となるよう、
 - ① 事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の 連絡先及び所在地等
 - ② 作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等 熱中症による重篤化を防止するために必要 な措置の実施手順(フロー図①②を参考例 として) の作成及び関係作業者への周知

対象となるのは

「WBGT28度以上又は気温31度以上の環境下で 連続1時間以上又は1日4時間を超えて実施」が見込まれる作業

年齢別

	件数	率(%)			
~19歳	3	1.8%			
20~29歳	22	12.9%			
30~39歳	19	11.1%			
40~49歳	21	12.3%			
50~59歳	(1) 49	28.7%			
60歳~	(1) 57	33.3%			

関係作業者への周知。

※報告を受けるだけでなく、職場巡視やバディ制の採用、ウェアラブルデバイス等の活用や双方向での定期連絡などにより、熱中症の症状がある作業者を積極的に把握するように努めましょう。

月別 3月 1月 2月 4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 計 (2)(1)(1)7年 63 52 40 16 171

1 -18

事故の型別

1 189

		<i>入</i> 九1天	£ \\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \			争以の主	7 / 1 / 1							
		規 規 人 人	四一〇〇	九五 九〇 人	規模~	転 整 落 ·	転倒	激突され	巻挟 込まれ れ・	こ切 すれ れ・	交 通 事 故	動作の反動	そ の 他	合計
	食料品		2	5	8	2	4			6		2	1	15
製	木材·木製品			2		1				1				2
衣	化学工業		1		2				1			1	1	3
造	金属製品		1	2	2	1	1		2			1		5
業	一般·電気· 輸送用機械		1	1	3	1	2		1			1		5
未	その他		7		1	1	1			1	1	1	3	8
	小 計		12	10	16	6	8		4	8	1	6	5	38
建	土木工事	1	7			3		3	1				1	8
	建築工事 (木造除く)	3	3			1	2					1	2	6
設	木造建築工事	1											1	1
業	その他の工事	4	4			4	1		1	1			1	8
	小 計	9	14			8	3	3	2	1		1	5	23
陸_	上貨物運送事業	2	12	4	1	8	1	1	2		(1) 2	1	4	` /
	畜産業	1	1		1		1		1				1	3
L.,	小売業		11	2	6	2	6	1	3	3	(1) 2	1	1	(1) 19
社会福祉施設		1	12	3	1	3	9	2				3		17
その他		9	20	9	14	9	16	5	3	2	5	4	8	52
計		22	82	28	39	36	44	12	15	14	(2) 10	16	24	(2) 171

- 数値は、労働者死傷病報告より集計したものであり、()内は死亡者で内数である。 Ж
- 陸上貨物運送事業は「道路貨物運送業」、「陸上貨物取扱業」を合わせたものをいいます。 Ж
- 新型コロナウイルス感染症へのり患によるものを除く